

写

29 生畜第961号

平成30年1月11日

協同組合 日本飼料工業会会長
全国農業協同組合連合会代表理事理事長
全国酪農業協同組合連合会代表理事会長
日本養鶏農業協同組合連合会代表理事会長
全国畜産農業協同組合連合会代表理事会長
全国開拓農業協同組合連合会代表理事会長
全国精麦工業協同組合連合会会長
全国飼料卸協同組合理事長

殿

農林水産省生産局
畜産部飼料課長

高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の発生に伴う飼料配送にあ
たっての防疫対策の強化及び配合飼料代金の支払猶予について

貴会におかれましては、日頃より、畜産農家に対する配合飼料の安定供給に御尽力いただいていることに御礼申し上げます。

さて、香川県において高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の発生が確認されたことに伴い、現在、関係機関の協力のもと、官民挙げて、その蔓延防止のため、防疫対応に全力で取り組んでいるところです。

このような中、疑似患畜の発生が確認された地域における配合飼料の配送にあたっては、別添の「飼料工場の近くで高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の対応について（Q&A）」を踏まえ、飼料運搬車両等の消毒や農場への入退場者の消毒のなお一層の徹底につき、貴会の会員及び関係飼料配送業者に周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、移動制限区域内の農家をはじめとして、本疾病疑似患畜の発生等に伴い配合飼料代金の支払いが困難となった農家への支払猶予について、貴会の会員に対し特段の御配慮をいただきますよう、ご指導をお願い申し上げます。

平成 27 年 7 月作成

飼料工場の近くで口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の 対応について (Q & A)

(問 1) 飼料工場や原料サイロが移動制限区域や搬出制限区域に入った場合、その工場で製造された飼料や飼料原料は移動制限や搬出制限の対象となりますか。

(答)

飼料工場や原料サイロにある飼料や原料は移動や搬出制限の対象とはなりません。

(問 2) 飼料工場や原料サイロが移動制限区域や搬出制限区域に入った場合で、その工場で製造された飼料や飼料原料を移動するためには、どのような措置(例えば消毒体制)をとればよいですか。

(答)

飼料工場や原料サイロの近くで口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、飼料運搬車両等について、飼料工場、原料サイロの敷地や農場に出入りする際の消毒を実施するとともに、都道府県が設置する消毒ポイントでの消毒に協力をお願いします。

移動制限区域内での飼料の運搬に当たっては、農場への入退場時の運搬車両の消毒の励行に加え、可能な限り発生農場の近辺を避けた配送経路の選択、飼料袋で供給する場合には衛生管理区域外での受け渡し(飼料受渡し場所の制限)、配送経路の記録等 万々に備え ウイルス拡散を防止する対策をお願いします。

また、農場内で車外に出る場合には、農場への入退場時に手指の消毒、長靴の泥などの除去及び消毒を行うとともに、作業者の衣服は農場ごとに清潔な上着を着用(農場ごとに清潔な白衣等に替えるなど)し、飼料工場へ帰着後にこれら上着の洗浄・消毒等を行ってください。

(問 3) 消毒薬はどのようなものを使用すれば良いですか。

(答)

口蹄疫ウイルスに対しては 4%炭酸ナトリウム液をはじめ、その他の市販消毒薬で効果があるとされています。(参考: 農林水産省ホームページ http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/pdf/syoudoku.pdf)

他方、高病原性鳥インフルエンザウイルスに対しては、ほとんどの市販の消毒薬が有効です。

消毒の目的に応じて薬剤を選択し、適切な希釈倍数と消毒方法で使用してください。不明な点があれば、最寄りの家畜保健衛生所にお問い合わせください。

（問４）移動制限区域内の農場へ飼料を運搬する場合には、作業の効率性を考え、複数の農場に一度に運搬してもよいですか。

（答）

飼料運搬車両によるウイルスの拡散を防止するため、移動制限区域内の農場への運搬は１日１農場でお願いします。

やむを得ず１回に複数農場を輸送する場合は発生地に遠い農場から配送するとともに飼料を運搬した後に一旦、消毒ポイントに戻って車両の消毒をした後で、他の農場に飼料を運搬するよう協力をお願いします。

（問５）飼料が家畜伝染病予防法第２３条にいう汚染物品に該当するのはどのような場合ですか。

（答）

原則として、発生農場における飼料は汚染物品となり、家畜防疫員の指導の下、焼埋却の処理を講じることとなります。

（問６）飼料工場の従業員の自宅等が移動制限区域や搬出制限区域に入った場合、どのような措置（例えば消毒体制）をとればよいですか。

（答）

発生農場には極力近づかないでいただくとともに、通勤時等において、都道府県が設置する消毒ポイントでの消毒に協力をお願いします。

（問７）飼料工場や従業員の自宅等が移動制限区域や搬出制限区域に入った場合、従業員の健康診断は必要ですか。

（答）

特に必要ありません。

（問８）飼料工場や原料サイロの近くに生息する野鳥等が高病原性鳥インフルエンザに感染したことが確認された場合も、移動制限区域や搬出制限区域が設定されますか。

（答）

基本的には、移動制限区域や搬出制限区域が設定されるのは、人に飼養されている家きんに感染が確認された場合としています。

このため、飼料工場や原料サイロの近くに生息する野鳥等が高病原性鳥インフルエンザに感染したことが確認されても、基本的に移動制限区域や搬出制限

区域が設定されることはありません。

(問9) 飼料を輸送する際、移動制限区域や搬出制限区域を通過できますか。

(答)

通過できます。

ただし、飼料や原料を運搬する飼料運搬車両等は畜産関係車両に該当しますので、それぞれの制限区域の境界等において、都道府県が設置する消毒ポイントで消毒を受けなければいけません。

(問10) 飼料運搬車両の消毒以外に留意すべきことはありますか。

(答)

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生時だけではなく、普段から、

- ① 配合飼料工場や原料サイロにおけるネズミの駆除や野鳥の侵入防止
- ② 飼料運搬の際に利用するパレット及びトランスバッグについて、可能な限り 農場専用とし、複数の農場で共用する場合には洗浄・消毒

等の対策を講じていただくことや、万一の発生時には、制限区域内の農場に対して、営業活動等の不要不急の立ち入りを制限していただく等、家畜伝染病の発生予防とまん延防止に協力願います。

—お問い合わせ先—

消費・安全局 動物衛生課 防疫企画班

代表：03-3502-8111（内線：4582）

ダイヤル：03-3502-8292